

令和 5 年 1 月 20 日 施行

日本消化管学会は、消化管学会の総力で取り組むべき消化管領域の喫緊の課題に対して研究助成を行い、それを解明することで日本における消化管学の発展に寄与する。

1. 応募方法
研究代表者は全国公募とする。
2. 申請資格
 - (1) 研究代表者が日本消化管学会会員であること
 - (2) 本学会理事の推薦があること（自薦は不可とする）
 - (3) 消化管に関する研究であること
 - (4) 申請時に研究プロトコルが完成していること
 - (5) 科学研究費、製薬メーカーなど、他からの助成を受けていないこと
3. 申請期間
3年毎に募集を行い、助成開始年度の3月1日から 3月末日までとする。
4. 助成金額
1 件あたり年間 200 万円を限度に 3 年間にわたって助成する。新規の助成は 1 件以内とする。
5. 審査・選考方法
応募された研究計画は学会主導研究委員会において行う。選考においては以下の点を重視する。
 - (1) 日本消化管学会会員の参加
 - (2) 消化管領域において解明するべき喫緊の課題であること
 - (3) 日本消化管学会の総力をあげて取り組むべき研究であること
 - (4) 日本国民の健康福祉に対する貢献度
 - (5) 研究プロトコル
 - (6) 研究完遂の実現可能性
6. その他、研究代表者が留意すべき事項
 - (1) 助成を受けた研究は研究助成を受けた年の 6月から開始し、毎年度末に中間報告を行う。
 - (2) 中間報告の結果を委員会にて審議し、継続の可否を決定する。
 - (3) 研究終了後、収支報告・成果報告を行う。
 - (4) 研究終了翌年の日本消化管学会学術集会において会員に向けて成果報告を行う。
 - (5) 研究終了後、速やかに英文雑誌に投稿する。
 - (6) 研究成果を論文発表する際には、本学会の助成を受けた旨明記すること。
 - (7) 研究計画・助成金の使用内訳に変更がある場合は、その旨申し出て、学会主導研究委員会の了承を得る。
 - (8) 助成対象者に関する情報はホームページ上に公開する。
 - (9) 3年間の研究助成期間終了時、研究が終了しない理由がある場合、委員会審議の上、原則として 1 年間を限度に延長および助成金の繰越を認めることがある。但し、新たな助成金は発生しない。